

くるみん認定を目指し、両立支援対策の充実を目指す会社

一般事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年2月1日～ 令和10年1月31日までの 2 年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率30%以上
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率80%以上

<対策>

- 令和8年2月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、など）・実施

目標2：フルタイム労働者一人あたりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を35時間未満とする。

<対策>

- 令和8年2月～ 社員一人ひとりが、法定時間外労働・法定休日労働に対する意識を高く持ち、業務の見直しや事務の効率化を図る。